

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、南大隅町が平成26年度に策定した南大隅町第2次総合振興計画（計画期間 平成27年度から平成31年度までの前期5年間）に合致する計画であり、4(3)アで述べたように、周辺住民や観光客からも駐車場整備の要望がなされている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

南大隅町役場観光課

鹿児島県告示第290号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

1 起業者の名称

与論町

2 事業の種類

与論町役場新庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

鹿児島県大島郡与論町大字茶花字窪舍地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鹿児島県大島郡与論町大字茶花字窪舍地内における14,436.14平方メートルの土地を起業地とする与論町役場新庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である与論町は、平成29年度に地質及び補償調査費の予算を計上し、執行済みである。

また、平成30年度当初予算において、本件事業の用地費及び工事費の一部についての予算措置を講じ、残りの工事費等についても、平成31年度予算で計上することを確約している。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業を施行する与論町の現庁舎は、建築から50年あまりが経過し、建物の老朽化

が激しく、平成26年2月に実施した本庁舎耐震診断調査において、耐力が不足しており、構造上危険な状態にある建物であると診断されている。

現状のままでは、大規模地震発生の際には倒壊または崩壊する危険性があり、その場合、災害へ対応する拠点としての役割を果たすことができないだけでなく、来庁者や職員の安全確保、庁舎内にある住民生活に関わる多くの機能や大切な情報を守ることが困難になる可能性がある。

更に、庁舎内の狭隘化やバリアフリーへの対応不足が見られるほか、役場機能が本庁舎外3か所に分散していることから、利用者の負担や事務執行における非効率等の問題も生じている。

本事業は、こうした課題に対応するため、現在分散している行政機能を集約し、大地震動にも耐え得る耐震構造を備えた新庁舎を建設することにより、防災上の課題解決と町民の利便性の向上を図るものである。

また、分散化している庁舎機能を集約化することで、来庁者及び職員用車両の増加が見込まれることや、地震や津波等の自然災害発生時における緊急車両の駐車場、防災ヘリの離着陸場、旧本庁舎の周辺の住民や近隣の小学校の児童らの一時避難場所を確保する必要があることから、庁舎の建設と併せて駐車場を整備するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本事業の起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域に指定されている地域であり、同地域の西側に位置する。

本事業によって、約7,420平方メートルの農地が駐車場敷地となるが、北側に広がる農地の集団性は保たれること、また、実際に農地として耕作されているのは、約2,100平方メートルであり、残りの約5,320平方メートルについては、現在、休耕地であり、今後も耕作する見込みがないことから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。

本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者が任意で本件起業地内の調査を行ったところ、国指定の天然記念物であるカラスバトの存在が確認されている。

与論町教育委員会が、現地調査を行った結果、当該地においてカラスバトの巣の存在を確認することはできなかったが、同種の営巣等が確認された場合は、工事範囲の見直しや重機類の変更の対策を講じることとしている。

文化財については、鹿児島県教育委員会の遺跡地図により、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

工事期間中の騒音及び工事車両等の影響についても、低騒音型の重機を使用するとともに、日曜日・祝日・夜間には工事を行わないように配慮し、また、危険箇所に交通誘導員を配置し、与論町鳴中安穏協会交通協会交通指導員と連携を密に図り、通学時間中の工事車両の通行制限などの安全対策を図ることとしている。

事業予定地に対する排水対策についても、周辺に排水路を整備し、事業予定地内に集水枠を設置して、流末は隣接する県道排水路に接続し、最終的には海洋へと繋がる排水路に接続することで、周辺地域に影響を及ぼすことはない。

事業予定地に隣接する住宅についても、日照が十分確保できるよう、隣接住民と相談のうえ、適切に対応することにしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業で建設される庁舎は、特別職を含む職員数160名を収容予定職員数とした上で、総務省の「地方債同意等基準」等を利用して庁舎面積を積算し、駐車場の面積についても、来庁者、公用車及び職員用の1台あたりの駐車スペースや通路は、国土交通省

の「駐車場設計・施工指針」に基づき必要最小限度の面積を算定している。

次に、本件起業地の選定にあたっては、必要な用地面積の確保、災害発生時にも安全確保ができる立地、用地取得及び建設に際し、支障物件が比較的少ないこと、駐車場整備、周辺緑化など一体的に整備できること、町民の利便性、事業に係る財政支出の抑制の6項目を基本条件として、最終的に2つの候補地に絞り込み、総合的に比較検討し、最も合理的である起業地を選定している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、現庁舎は、建物の老朽化が激しく、大規模地震発生の際には、倒壊または崩壊する危険性を有するだけでなく、庁舎内の狭隘化やバリアフリーへの対応不足、役場機能が本庁舎外3か所に分散しているなど、利用者の負担や事務執行における非効率等の問題を生じている。

現在分散している行政機能を集約し、大地震動にも耐え得る耐震構造を備えた新庁舎を建設することは、防災上の課題解決と町民の利便性の向上を図ることになるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

与論町役場総務企画課

鹿児島県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員(メートル) | 敷地の延長(メートル) |
|-------|------|--|--------|------------------------|--------------|
| 国道 | 226号 | 南さつま市笠沙町片浦字小崎浜ノ平13475番1地先から13486番1地先まで | 前後 | 12.8～13.9 13.3～56.2 | 26.9 26.9 |

鹿児島県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。